

○親子カウンセリング実施要綱

平成元年 3 月 20 日

埼例規第 18 号・少

警 察 本 部 長

親子カウンセリング実施要綱の制定について（例規通達）

題名改正〔平成 12 年第 35 号〕

少年の非行や問題行動の原因については、性格上の問題や家庭環境、友人関係等の問題が相互に複雑に絡み合つて様々な問題を生じている。

こうしたことから、特性、非行要因等を心理学的見地から調査、分析し、その結果を少年の処遇の適正化並びに少年及び保護者に対する適切な指導、助言に反映させ、もつて、少年の非行防止を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成元年 4 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

一部改正〔平成 12 年第 35 号〕

別添

親子カウンセリング実施要綱

題名改正〔平成12年例規第35号〕

第1 趣旨

この要綱は、親子カウンセリングの実施に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年例規第35号〕

第2 定義

この要綱において「親子カウンセリング」とは、少年及びその保護者に対し、心理テスト、面接調査を行い、少年の特性、非行要因、非行深度等を調査、分析することをいう。

一部改正〔平成12年例規第35号〕

第3 親子カウンセリングの対象者

親子カウンセリングの対象者は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第5号に定める非行少年（身柄を拘束した者及び県外に居住する者を除く。以下同じ。）及び同条第6号に定める不良行為少年（県外に居住する者を除く。以下同じ。）のうち、当該少年の行為の内容、行状及び非行・補導歴並びに家庭環境等から非行性の深化のおそれがあると認められた者（以下「対象少年」という。）及びその保護者並びに生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）が親子カウンセリングの必要を認められた者とする。

一部改正〔平成6年例規第48号、9年第45号、12年第35号、15年第371号〕

第4 親子カウンセリングの依頼

- 1 警察署長は、対象少年を取り扱ったときは、対象少年及びその保護者から申込書（別記様式第1号）を徴した上、親子カウンセリング依頼書（別記様式第2号）により少年課長に対して、親子カウンセリングを依頼するものとする。
- 2 警察署長は、前記1により親子カウンセリングを依頼するときは、親子カウンセリングを受ける日時について、事前に少年課長と協議するものとする。

一部改正〔平成12年例規第35号〕

第5 親子カウンセリングの実施等

- 1 少年課長は、親子カウンセリングの依頼に基づき、当該対象少年及び保護者に対する親子カウンセリングを実施するものとする。

- 2 少年課長は、親子カウンセリングを実施したときは、親子カウンセリング結果通知書（別記様式第3号）により依頼した警察署長に対して、その結果を通知するものとする。

一部改正〔平成12年例規第35号〕

第6 親子カウンセリング結果の活用等

警察署長は、親子カウンセリング結果の通知を受けたときは、次により親子カウンセリング結果の効果的な活用を図り、対象少年の非行防止に努めた後、親子カウンセリング結果通知書を当該対象少年の関係記録とともに保管するものとする。

- (1) 対象少年の送致又は通告に当たつて、処遇意見に反映させること。
- (2) 対象少年に対する継続補導及び保護者の指導、助言に反映させること。

一部改正〔平成12年例規第35号〕

第7 他機関等からの依頼に基づく親子カウンセリング

- 1 警察署長は、保護者等から親子カウンセリングの依頼を受けたときは、依頼者に対して、直接、少年課長あて依頼するよう教示するものとする。
- 2 少年課長は、他機関等から親子カウンセリングの依頼を受け、その必要性を認めたときは、当該少年及び保護者から承諾書を徴した上、親子カウンセリングを実施することができる。
- 3 少年課長は、親子カウンセリングを実施したときは、当該少年及び他機関等に対して、その結果を回答するものとする。

一部改正〔平成12年例規第35号〕

実施日

この例規通達は、平成元年4月1日から実施する。

実施日（平成6年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日（平成9年4月30日埼例規第45号・少）

この例規通達は、平成9年5月1日から実施する。

実施日（平成12年3月31日埼例規第35号・務）

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日（平成15年6月6日少第371号）

この通達は、平成15年6月6日から実施する。

別記様式第1号 (第4関係)

申 込 書

親子カウンセリングを申込みます。

年 月 日

警察署長 殿

保護者
職業
続柄
氏名

第 年 月 日 号 日							
埼玉県警察本部 生活安全部少年課長 殿 警察署長 親子カウンセリング依頼書 次の者の親子カウンセリングを依頼する。							
対 象 少 年	住	所					
	学	職	電	話			
	氏	名 (男・女)					
	生	年	月	日	生 (歳)		
保 護 者	住	所					
	職	業	電	話			
	氏	名 (男・女)					
	続	柄	年	齢	歳		
家 族 構 成	続	柄	氏	名	年 齢	職 業 (学校)	少年との同居・ 別居の別

別記様式第2号 (第4関係)

行為の概要					
面の接態中					
非 行 歴	非 行 名	回 数	補 導 歴	不 良 行 為 名	回 数
経 路	・非行少年として補導（犯罪少年、ぐ犯少年、触法少年） ・不良行為少年として補導				
特別 依頼 項目 (必要がある場合のみ記入)	少年 (2つまで選択)	<input type="checkbox"/> 知 能 <input type="checkbox"/> 規範意識 <input type="checkbox"/> 対人関係パターン <input type="checkbox"/> 全般的性格（衝動性、情緒の安定・攻撃性、劣等感等） <input type="checkbox"/> 非 行 深 度			
	保護者 (1つだけ選択)	<input type="checkbox"/> 知 能 <input type="checkbox"/> 夫婦関係 <input type="checkbox"/> 養育態度			
実 指 定 施 日	指 定 日	年 月 日 () 午前・後 時から			
	連 絡 日	年 月 日	連絡者 受付者	警察署 少年課	

警察署長 殿		第 号	
		年 月 日	
		埼玉県警察本部 生活安全部少年課長	
親子カウンセリング結果通知書			
親子カウンセリングの結果は、次のとおりであるので通知する。			
実施日時		年 月 日	午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
実施場所			
対象少年	少年		
	保護者		
担当者	心理テスト		
	面接調査		
	総合所見		
実施結果	少年関係		

別記様式第3号 (第5関係)

資 質 鑑 別 結 果	保 護 者 関 係	
	そ の 他	
特 別 依 頼 項 目 結 果		
総 合 所 見		
指 導 ・ 助 言 事 項		